

社会福祉法人新栄会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新栄会（以下「法人」という。）の次の役員等に対する報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会及び評議員会
- (2) 各種委員会等
- (3) 講習会、研修会
- (4) その他理事長が必要と認める会議

(報酬及び費用弁償額)

第2条 報酬及び費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 理事長手当は、月額 10,000 円とする。
  - (2) 理事、監事、評議員、各種委員等の日当は 3,000 円とする。
  - (3) 監事が監査を行った場合の日当は 8,000 円とする。
  - (4) 講習会、研修会等、講師の 1 時間当たりの費用弁償については、別表講師等謝礼支払基準表によるものとする。ただし、基準表によりがたい特別な場合は理事長が別に定めることができる。
- 2 前各号に掲げるもののうち遠距離のため宿泊を必要とする場合には、法人旅費規程により旅費を支給することができる。
  - 3 前条による会議等に出席した場合は、法人旅費規程第 15 条による車賃を支給する。

(公表)

第3条 法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する

附 則

この規程は、平成 10 年 3 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 7 月 29 日)

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 24 日)

この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附則 (平成 30 年 6 月 5 日) この規程は、平成 30 年 6 月 6 日から施行する。